

就職・退職・進学したら国民健康保険の手続きを!

就職した場合

職場の健康保険加入後、国民健康保険の喪失手続きが必要です。

◆届出先 市民課

◆手続きに必要な物

新しい職場の被保険者証、国民健康保険被保険者証、印鑑、本人確認ができるもの

退職した場合

職場の健康保険の資格がなくなるため、次のいずれかに加入することになります。

- ①職場の健康保険の「任意継続」
- ②配偶者等の健康保険の扶養
- ③国民健康保険

◆届出先

- ①加入していた健康保険の事業所
- ②配偶者の職場
- ③市民課

◆手続きに必要な物

加入していた健康保険資格を喪失したことを証明する書類、印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証など）

※国保のお手続きにはマイナンバーを確認できるもの（個人番号カード、通知カードなど）をご持参ください

☎ 市民課（市役所1階） ☎88-8102

進学した場合

修学するためにほかの市町村へ住民票を移した方には、遠隔地被保険者証を交付します。

◆届出先 市民課

◆手続きに必要な物

在学証明書（平成28年4月以降のもの）、国民健康保険被保険者証、印鑑、本人確認ができるもの

※修学を終えた方は、遠隔地被保険者証を返却し住民登録してある市区町村で国民健康保険に加入してください

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減について

リストラや会社の倒産など、事業所の都合で離職された方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

【軽減の条件】

離職時65歳未満であり、かつハローワークで交付される雇用保険受給者資格証の離職理由コードが下記に該当する。

対象コード 11・12・21・22・23・31・32・33・34

申請手続きには国民健康保険被保険者証、雇用保険受給者資格証、印鑑が必要です。

平成28年4月から入院時の食事療養費の金額が変わります

入院したときには、検査や手術、薬、先生の診察代などは別に食事代として国が決めた「標準負担額」を病院に支払います。平成28年4月から在宅療養する方との公平性の確保のため、住民税課税世帯の方の食事代がこれまでの1食当たり260円から100円値上がりし、360円になります。

入院時食事療養費標準負担額一覧表（1食の単価）

区分	これまで	平成28年4月から
住民税課税世帯	260円	360円 (+100円)
住民税非課税世帯・70歳以上低所得Ⅱ	90日まで	据え置き
	91日以上*	
70歳以上低所得Ⅰ	100円	

\*90日を超えた場合の標準負担額の減額適用には申請が必要です

国民年金のお知らせ

納付書での前納（1年・6か月）の納付期限は4月末日です。

平成28年度の国民年金保険料は1万6,260円です。保険料をまとめて先払い（前納）すると下記のとおり割引があります。4月上旬に発送されている前納用納付書を使用して、金融機関またはコンビニでお支払いください。

（納付期限）4月30日（出） ※金融機関の場合は4月28日（休）まで

	1年前納	6カ月前納（上期）
納付額	19万1,660円	9万6,770円
割引額	3,460円	790円

☎ 市民課（市役所1階） ☎88-8102  
福井年金事務所  
国民年金課 ☎0776-23-4516



障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指して

4月1日より「障害者差別解消法」がスタートしました

障害のある方が住みやすい社会は、誰にとっても住みやすい社会です。地域に住むすべての方でいま一度、「ともに生きる地域社会」を考えるきっかけとしましょう。

☎ 福祉・児童課（すこやか内） ☎87-0777

この法律では、障害者への「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供」を求めています。

この法律でいう「障害者」とは？

障害者手帳を持っている方だけではなく、難病など、障害および社会的障壁により日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方をいいます。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある方に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所に対して、障害がある方が、なんらかの対応を必要としているとの意思の表明があったとき、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

